

副首都・大阪にふさわしい大都市制度 《特別区（素案）》 （追加資料）

平成30年4月6日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

《 資 料 》

- 1 特別区の名称
- 2 特別区本庁舎の位置
- 3 区議会議員の定数

1 特別区の名称

目次

1 特別区の名称案について 区名- 1

2 町名の考え方について 区名- 4

参考資料

1 自治体の名称の定め方について 区名- 6

2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析 区名- 7

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

1 特別区の名称案について①（基本的な考え方）

■ 基本方針

特別区の名称案については、

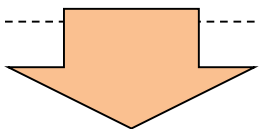
- ①特別区は現行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする
- ②できる限り住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする

■ 他都市分析の内容

東京特別区・政令指定都市行政区の名称の由来を分析

<分析結果>

「方角・位置」に由来	「地名等」に由来	「地勢等」に由来	「古典・その他」に由来
38.5% (85区)	35.7% (79区)	17.6% (39区)	8.1% (18区)

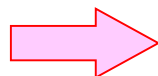


■ 名称案の考え方

基本方針及び他都市分析の内容を踏まえ検討した結果、他都市でも多く使用されている「方角・位置」を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすい名称案を検討する

(由来)

方角・位置

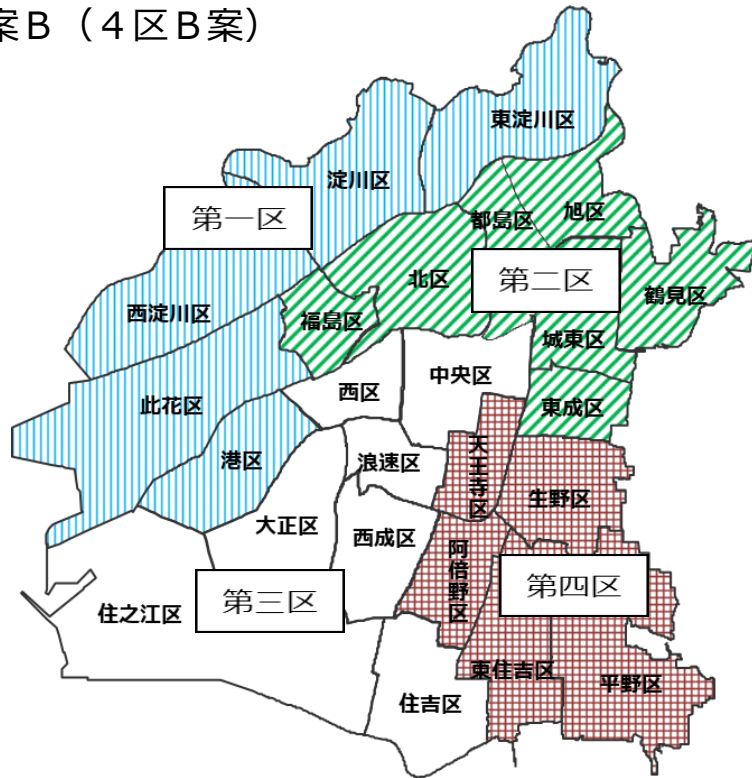


(名称案)

「東西・北・中央・南」 (大阪城を中心とした方角・位置)

1 特別区の名称案について②

試案B（4区B案）



各特別区の区域

第一区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区
第二区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区
第三区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
第四区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区

	名称案
第一区	東西区
第二区	北区
第三区	中央区
第四区	南区

《参考》大阪市行政区名の由来分析 (一部重複あり)			
方角・位置	地名等	地勢等	古典 その他
(西淀川) (東淀川)		港 淀川 (西淀川) (東淀川)	此花
北 (東成) (城東)	都島 福島 (東成) 鶴見	(城東)	旭
中央 西	住之江 住吉 西成	大正	浪速
(東住吉)	生野 阿倍野 (東住吉) 平野	天王寺	

着眼点		大阪城を中心とした 方角・位置	大阪城を中心とした 方角・位置+地勢	各区の位置関係による 方角・位置
第一区	此花区、港区、 西淀川区、淀川区、 東淀川区	東西区	淀川区	北区
第二区	北区、都島区、 福島区、東成区、旭区、 城東区、鶴見区	北区	北区	東区
第三区	中央区、西区、大正区、 浪速区、住之江区、 住吉区、西成区	中央区	中央区	西区・中央区
第四区	天王寺区、生野区、 阿倍野区、東住吉区、 平野区	南区	南区・東区	南区

2 町名の考え方について

■ 町名の取扱い

地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする

■ 基本方針

現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分に配慮する

歴史、住民の愛着



一定のルールに基づいて、町名に反映

■ 取扱いルール（案）

新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入（原則）

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

例外1：北区・中央区については現在の行政区名と同一となることから、西区については方位と混同されやすいことから、現在の行政区名を挿入しない

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・西区 九条	・北区 北池田町 ・中央区 中央安土町 ・中央区 西九条	・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・中央区 九条

例外2：行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない（漢字表記も含む）

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
・港区 港晴 ・住之江区 住之江	・東西区 港港晴 ・中央区 住之江住之江	・東西区 港晴 ・中央区 住之江

参考資料

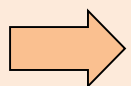
1 自治体の名称の定め方について

法令上の取扱

地方自治法（昭和22年法律第67号）

3条3項 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、（略）条例でこれを定める。

3条4項 （略）名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。



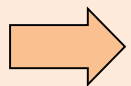
- ・名称の定め方について、法令上の制限（規定）はない
- ・特別区が変更することも可能

国の見解

表記等

昭和33年自治庁行政局長通知

名称等の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。（以下略）

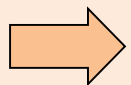


- ・基本的にひらがな、カタカナ、常用漢字を使用
- ・文字数上限などはない

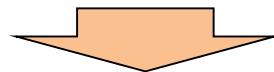
重複

昭和45年自治省事務次官通知

市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、新たに市になる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。



- ・特別区の場合でも、同一・類似に関しては、先行自治体と協議を行うなどの配慮が必要



実例

○表記等

- ・最大文字数：6文字（かすみがうら市、つくばみらい市、いちき串木野市）
- ・最長読み数：9文字（南九州市 = ミナミキウシウ）

○重複

- ・府中市（広島県・東京都）、昭和29年～
- ・伊達市（北海道・福島県）、平成18年～

2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析①

分析対象

- 東京都23特別区
- 政令指定都市（大阪市含む20市、行政区175区）

計 198区

分析内容

- 区名の由来を以下の7つに分類、構成比率を算出

- | | |
|---|----------------------|
| ・ 方位 ：方角、位置に由来するもの | （例）北区、中央区 など |
| ・ 地名等 ：地名（旧市町村名や旧郡名を含む）に由来するもの | （例）都島区、新宿区（東京都） など |
| ・ 地名等+方位 ：地名等と方位を組合わせたもの | （例）東住吉区、名東区（名古屋市） など |
| ・ 地勢等 ：その土地の特徴的なもの（自然物・人工物）に由来するもの | （例）港区、千代田区（東京都） など |
| ・ 地勢等+方位 ：地勢等と方位を組合わせたもの | （例）西淀川区、江東区（東京都） など |
| ・ 古典 ：和歌、故事等に由来するもの | （例）此花区、宮城野区（仙台市） など |
| ・ その他 ：イメージや抽象物に由来するもの | （例）旭区、文京区（東京都） など |

〔由来の整理に関する考え方〕

- 区名の由来は複数あるものも多く、また、「地名等・地勢等・古典」については、その特定が困難
- 一方で、由来を分析するにあたっては、全ての区で一つの由来に限定する必要
- よって、以下の考え方に基づき、「直近の由来」で整理することにより、由来を特定
 - ・ 構成する旧市町村名や属する旧郡名などを使用した場合 ⇒ 「地名等」
 - ・ 古典に由来するものでも、町名、建築物等の名称で正式に使用されている場合 ⇒ 各々「地名等」、「地勢等」

2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析②

≪凡例≫

「方位」⇒方角・位置、「地名等」、「名+方」⇒地名等+方位、「地勢等」、「勢+方」：地勢等+方位、「古典」：故事・古典、「その他」

※地名等には、実際の地名だけでなく、過去使用されていた旧市町村や旧郡名を含む

※地勢等 ⇒ その土地にある特徴的なもの（自然物・人工物）に由来

※故事・古典 ⇒ 地名などに反映されることなく、直接引用されたものに限る

	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
東京都	地勢等	方位	地勢等	地名等	その他	地勢等	地勢等	勢+方	地名等	地名等	地名等	地名等
	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	
	地名等	地名等	地名等	地名等	方位	地勢等	地名等	地名等	地名等	地名等	地勢等	
札幌市	北	東	白石	厚別	手稲	西	中央	豊平	清田	南		
	方位	方位	地名等	地名等	地名等	方位	方位	地名等	地名等	方位		
仙台市	泉	宮城野	若林	青葉	太白							
	地名等	古典	地勢等	古典	地勢等							
新潟市	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲				
	方位	方位	方位	勢+方	地勢等	方位	方位	地名等				
さいたま市	岩槻	見沼	緑	北	大宮	浦和	中央	南	西	桜		
	地名等	地勢等	その他	方位	地名等	地名等	方位	方位	方位	地勢等		
千葉市	花見川	美浜	稲毛	中央	若葉	緑						
	地勢等	地勢等	地名等	方位	地勢等	その他						
横浜市	青葉	都筑	港北	鶴見	緑	神奈川	瀬谷	旭	保土ヶ谷	西	泉	戸塚
	その他	地名等	勢+方	地名等	その他	地名等	地名等	その他	地名等	方位	その他	地名等
	港南	南	中	磯子	栄	金沢						
	勢+方	方位	方位	地名等	その他	地名等						
川崎市	麻生	多摩	宮前	高津	中原	幸	川崎					
	地勢等	地勢等	地名等	地名等	地名等	地名等	地名等					
相模原市	緑	中央	南									
	その他	方位	方位									
静岡市	葵	清水	駿河									
	その他	地名等	地名等									
浜松市	天竜	北	浜北	東	中	西	南					
	地名等	方位	地名等	方位	方位	方位	方位					
名古屋市	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南
	地名等	方位	方位	方位	地名等	方位	その他	地名等	地名等	地勢等	地勢等	方位
	守山	緑	名東	天白								
	地名等	その他	名+方	地名等								

方位	地名等	名+方	地勢等	勢+方	古典	その他
2	13	0	6	1	0	1
8.7%	56.5%	0.0%	26.1%	4.3%	0.0%	4.3%
5	5	0	0	0	0	0
50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	1	0	2	0	2	0
0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%
5	1	0	1	1	0	0
62.5%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%
4	3	0	2	0	0	1
40.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%
1	1	0	3	0	0	1
16.7%	16.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%
3	8	0	0	2	0	5
16.7%	44.4%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	27.8%
0	5	0	2	0	0	0
0.0%	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
2	0	0	0	0	0	1
66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
0	2	0	0	0	0	1
0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
5	2	0	0	0	0	0
71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	6	1	2	0	0	2
31.3%	37.5%	6.3%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%

主な由来
地名等
方位
地名等
地勢等
古典
方位
方位
地勢等
地名等
地名等
方位
地名等
方位
地名等

※主な由来：当該都市等を構成する特別区・行政区の由来のうち、最多となる区分

京都市	右京	左京	北	上京	中京	下京	西京	東山	山科	南	伏見	
	勢+方	勢+方	方位	勢+方	勢+方	勢+方	勢+方	地勢等	地名等	方位	地名等	
大阪市	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川
	方位	地名等	地名等	古典	方位	方位	地勢等	地勢等	地勢等	古典	勢+方	地勢等
	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成
	勢+方	地名等	地名等	その他	勢+方	地名等	地名等	地名等	地名等	名+方	地名等	地名等
堺市	堺	北	西	中	東	南	美原					
	地名等	方位	方位	方位	方位	方位	地名等					
神戸市	北	西	垂水	須磨	長田	兵庫	中央	灘	東灘			
	方位	方位	古典	地名等	地勢等	地勢等	方位	地名等	名+方			
岡山市	北	中	東	南								
	方位	方位	方位	方位								
広島市	佐伯	安佐北	安佐南	西	中	東	南	安芸				
	地名等	名+方	名+方	方位	方位	方位	方位	地名等				
北九州市	若松	八幡西	八幡東	戸畑	小倉北	小倉南	門司					
	地名等	名+方	名+方	地名等	名+方	名+方	地名等					
福岡市	西	早良	城南	中央	南	博多	東					
	方位	地名等	勢+方	方位	方位	地名等	方位					
熊本市	北	西	中央	東	南							
	方位	方位	方位	方位	方位							

方位	地名等	名+方	地勢等	勢+方	古典	その他
2	2	0	1	6	0	0
18.2%	18.2%	0.0%	9.1%	54.5%	0.0%	0.0%
3	10	1	4	3	2	1
12.5%	41.7%	4.2%	16.7%	12.5%	8.3%	4.2%
5	2	0	0	0	0	0
71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	2	1	2	0	1	0
33.3%	22.2%	11.1%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%
4	0	0	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	2	2	0	0	0	0
50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	3	4	0	0	0	0
0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	2	0	0	1	0	0
57.1%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
5	0	0	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

主な由来
勢+方
地名等
方位
方位
方位
方位
名+方
方位
方位

※主な由来：当該都市等を構成する特別区・行政区の由来のうち、最多となる区分

①方位	②地名等	③名+方	④地勢等	⑤勢+方	⑥古典	⑦その他	合計
62区	70区	9区	25区	14区	5区	13区	198区

「方角・位置」に由来 (①+③+⑤)	「地名等」に由来 (②+③)	「地勢等」に由来 (④+⑤)	「古典・その他」に由来 (⑥+⑦)	総計(※)
85区	79区	39区	18区	221区

(※) 集計にあたり、重複を認めたため、総計は区数の合計(198区)を上回る

2 特別区本庁舎の位置

目次

1	特別区本庁舎の位置	庁舎- 1
2	特別区本庁舎の選定 <第一区>	庁舎- 5
3	特別区本庁舎の選定 <第三区>	庁舎- 8
4	特別区本庁舎の選定 <第四区>	庁舎- 1 1

1 特別区本庁舎の位置

(1) 基本的な考え方

- 選定にあたっては、既存の大阪市本庁舎・24区役所庁舎を候補とする
- 新庁舎の整備については、手法（建設・賃借）を含め設置準備期間に検討

特別区本庁舎の選定方針

○ 第二区

- ◆ 大阪市本庁舎は、行政機能の集約が可能
また、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有することから、住民にとって最も便利
⇒ **大阪市本庁舎を特別区本庁舎とする**

○ 第二区以外の区

- ◆ 現在の区役所庁舎から、特別区本庁舎を選定
※選定に際しては、地方自治法の規定に基づき、

- **住民からの近接性**
- **交通の利便性**
- **都市の中心性**

を考慮すべき条件として点数化

地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

1 特別区本庁舎の位置

(2) 選定方法

① 地方自治法の規定に基づき、考慮すべき条件を点数化し上位の2つの特別区本庁舎候補を選定

○考慮すべき条件毎に最大5.0点から最小1.0点で点数化し、合計点数を算出

考慮すべき条件	評価項目
○住民からの近接性	人口重心からの距離 (特別区内の人口が全体としてバランスのとれる地点から現区役所までの距離)
○交通の利便性	特別区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間 (現区役所間の徒歩・電車・バスによる所要時間の平均)
○都市の中心性	他地域からの来訪者数 (他地域から現在の行政区内への移動者数)

② 特別区本庁舎候補の周辺状況を加味し、特別区本庁舎を選定

○上位2つの特別区本庁舎候補の周辺状況（大阪市事務所の所在等）を踏まえ、特別区本庁舎を選定

(3) 選定結果

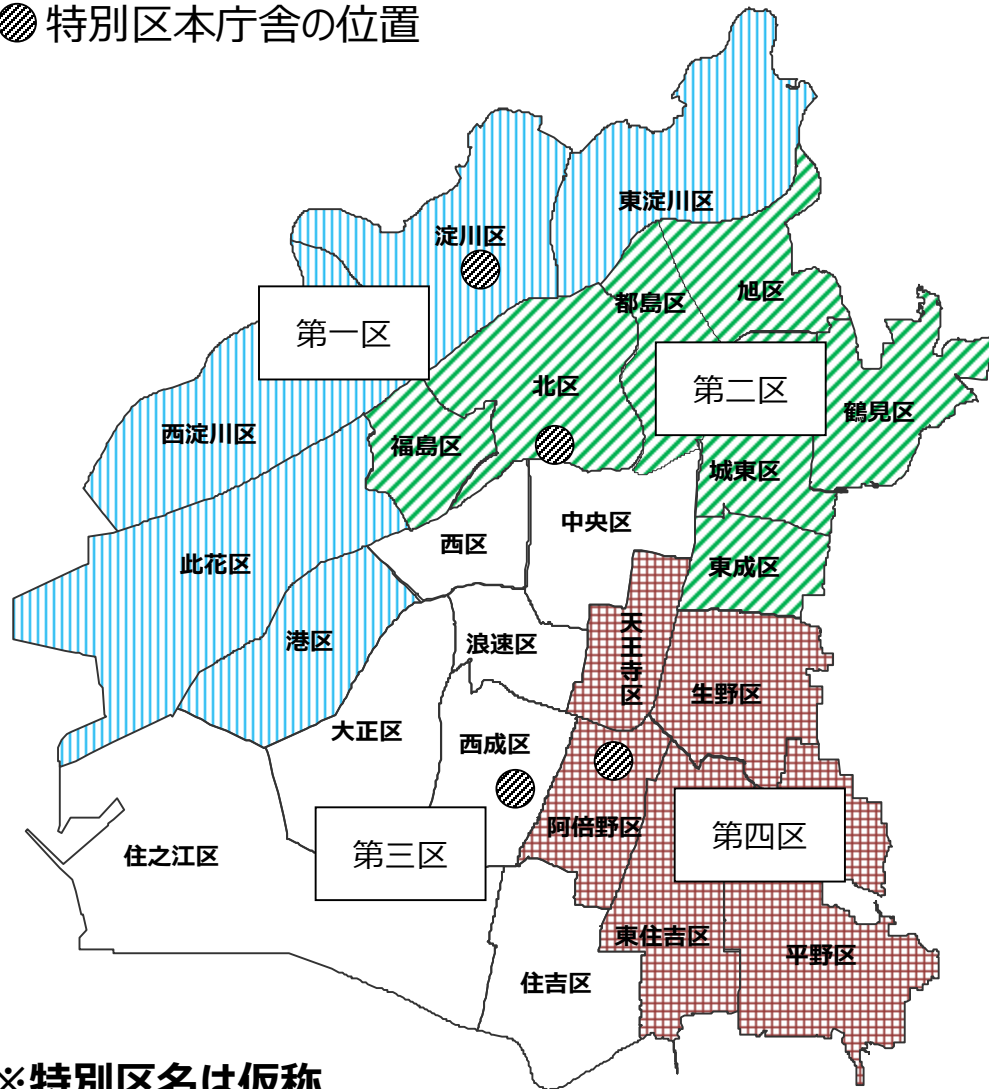
特別区名 (仮称)	選定庁舎	選定理由
第二区	大阪市本庁舎	大阪市本庁舎は行政機能の集約が可能 また、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有する

特別区名 (仮称)	選定庁舎	選定理由	
		特別区本庁舎候補	周辺状況
第一区	淀川区役所	淀川区役所 13.8点 此花区役所 8.4点	淀川区役所は周辺に大阪市事務所（十三工営所、十三公園事務所）が所在している
第三区	西成区役所	西成区役所 11.1点 浪速区役所 9.7点	・西成区役所は学校経営管理センター等が、浪速区役所はなんば市税事務所等が近く、周辺状況では差がない ・住民からの近接性、交通の利便性において、西成区役所庁舎が浪速区役所庁舎より優れていることから、西成区役所を選定
第四区	阿倍野区役所	阿倍野区役所 11.7点 平野区役所 11.7点	阿倍野区役所は周辺に大阪市事務所（総務事務センター、職員人材開発センター）が所在していることに加え、複数の鉄道アクセスを有している

1 特別区本庁舎の位置

(4) 特別区本庁舎の位置 (案)

● 特別区本庁舎の位置




特別区本庁舎の位置

第一区	淀川区役所
第二区	大阪市本庁舎
第三区	西成区役所
第四区	阿倍野区役所

※特別区名は仮称

2 特別区本庁舎の選定 <第一区>

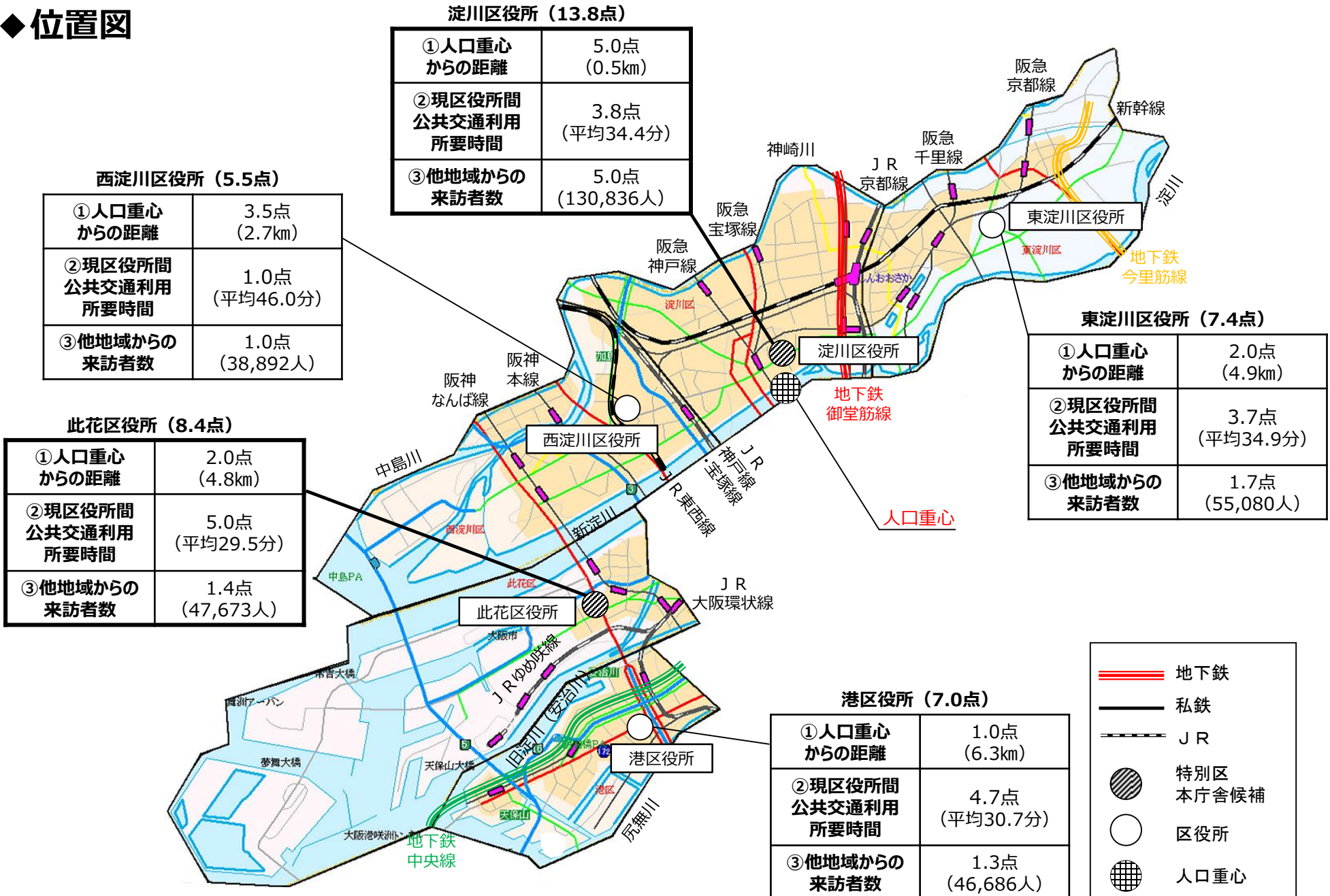
◆選定評価表



特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数				特別区 本庁舎候補
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数	
第一区	此花区役所	2.0点 (4.8km)	5.0点 (平均29.5分)	1.4点 (47,673人)	8.4点	 此花区役所 淀川区役所
	港区役所	1.0点 (6.3km)	4.7点 (平均30.7分)	1.3点 (46,686人)	7.0点	
	西淀川区役所	3.5点 (2.7km)	1.0点 (平均46.0分)	1.0点 (38,892人)	5.5点	
	淀川区役所	5.0点 (0.5km)	3.8点 (平均34.4分)	5.0点 (130,836人)	13.8点	
	東淀川区役所	2.0点 (4.9km)	3.7点 (平均34.9分)	1.7点 (55,080人)	7.4点	

上位2つの特別区本庁舎候補（此花区役所・淀川区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

2 特別区本庁舎の選定 <第一区>

◆位置図



区役所	此花区役所 (8.4点)	淀川区役所 (13.8点)
周辺施設等	特になし	十三工営所 延床面積 966㎡ 十三公園事務所 延床面積 669㎡
最寄り駅	阪神なんば線 千鳥橋駅 徒歩8分 (650m)	阪急神戸線・宝塚線・京都線 十三駅 徒歩6分 (500m)
周辺地図	 <p>此花区役所</p> <p>阪神なんば線</p> <p>阪神千鳥橋駅</p> <p>JRゆめ咲線</p> <p>JR安治川口駅</p> <p>円の半径は1km</p> <p>特別区本庁舎候補</p>	 <p>淀川区役所</p> <p>阪急神戸線</p> <p>阪急宝塚線</p> <p>阪急京都線</p> <p>十三工営所</p> <p>十三公園事務所</p> <p>阪急十三駅</p> <p>円の半径は1km</p> <p>特別区本庁舎候補</p> <p>大阪市事務所</p>
選定(案)		◎

3 特別区本庁舎の選定 <第三区>

◆選定評価表

特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数				特別区 本庁舎候補
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数	
第三区	中央区役所	1.0点 (4.8km)	2.6点 (平均37.1分)	5.0点 (547,103人)	8.6点	浪速区役所 西成区役所
	西区役所	1.8点 (4.0km)	3.3点 (平均34.4分)	1.9点 (146,211人)	7.0点	
	大正区役所	3.7点 (2.0km)	1.1点 (平均42.6分)	1.0点 (28,078人)	5.8点	
	浪速区役所	3.6点 (2.2km)	4.6点 (平均29.7分)	1.5点 (91,974人)	9.7点	
	住之江区役所	2.2点 (3.6km)	2.0点 (平均39.3分)	1.4点 (75,963人)	5.6点	
	住吉区役所	1.6点 (4.2km)	1.0点 (平均43.1分)	1.2点 (56,935人)	3.8点	
	西成区役所	5.0点 (0.7km)	5.0点 (平均28.1分)	1.1点 (39,055人)	11.1点	

上位2つの特別区本庁舎候補（浪速区役所・西成区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

◆位置図

浪速区役所 (9.7点)

①人口重心からの距離	3.6点 (2.2km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	4.6点 (平均29.7分)
③他地域からの来訪者数	1.5点 (91,974人)

西区役所 (7.0点)

①人口重心からの距離	1.8点 (4.0km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	3.3点 (平均34.4分)
③他地域からの来訪者数	1.9点 (146,211人)

中央区役所 (8.6点)

①人口重心からの距離	1.0点 (4.8km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	2.6点 (平均37.1分)
③他地域からの来訪者数	5.0点 (547,103人)

大正区役所 (5.8点)

①人口重心からの距離	3.7点 (2.0km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	1.1点 (平均42.6分)
③他地域からの来訪者数	1.0点 (28,078人)

住之江区役所 (5.6点)

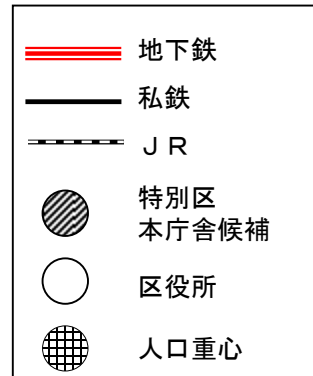
①人口重心からの距離	2.2点 (3.6km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	2.0点 (平均39.3分)
③他地域からの来訪者数	1.4点 (75,963人)

住吉区役所 (3.8点)

①人口重心からの距離	1.6点 (4.2km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	1.0点 (平均43.1分)
③他地域からの来訪者数	1.2点 (56,935人)

西成区役所 (11.1点)

①人口重心からの距離	5.0点 (0.7km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	5.0点 (平均28.1分)
③他地域からの来訪者数	1.1点 (39,055人)




3 特別区本庁舎の選定 <第三区>

区役所	浪速区役所 (9.7点)	西成区役所 (11.1点)
周辺施設等	なんば市税事務所 延床面積 1,228㎡ 中部環境事業センター出張所 延床面積 4,286㎡	学校経営管理センター (もと今宮小学校内) 延床面積 2,064㎡ もと南工営所 延床面積 2,220㎡
最寄り駅	地下鉄御堂筋線・四つ橋線 大国町駅 徒歩8分 (600m)	地下鉄四つ橋線 岸里駅 徒歩1分 (50m)
周辺地図	<p>浪速区役所</p> <p>● 特別区本庁舎候補 ● 大阪市事務所</p> <p>円の半径は1km</p>	<p>西成区役所</p> <p>● 特別区本庁舎候補 ● 大阪市事務所</p> <p>円の半径は1km</p>
選定(案)		◎

4 特別区本庁舎の選定 <第四区>

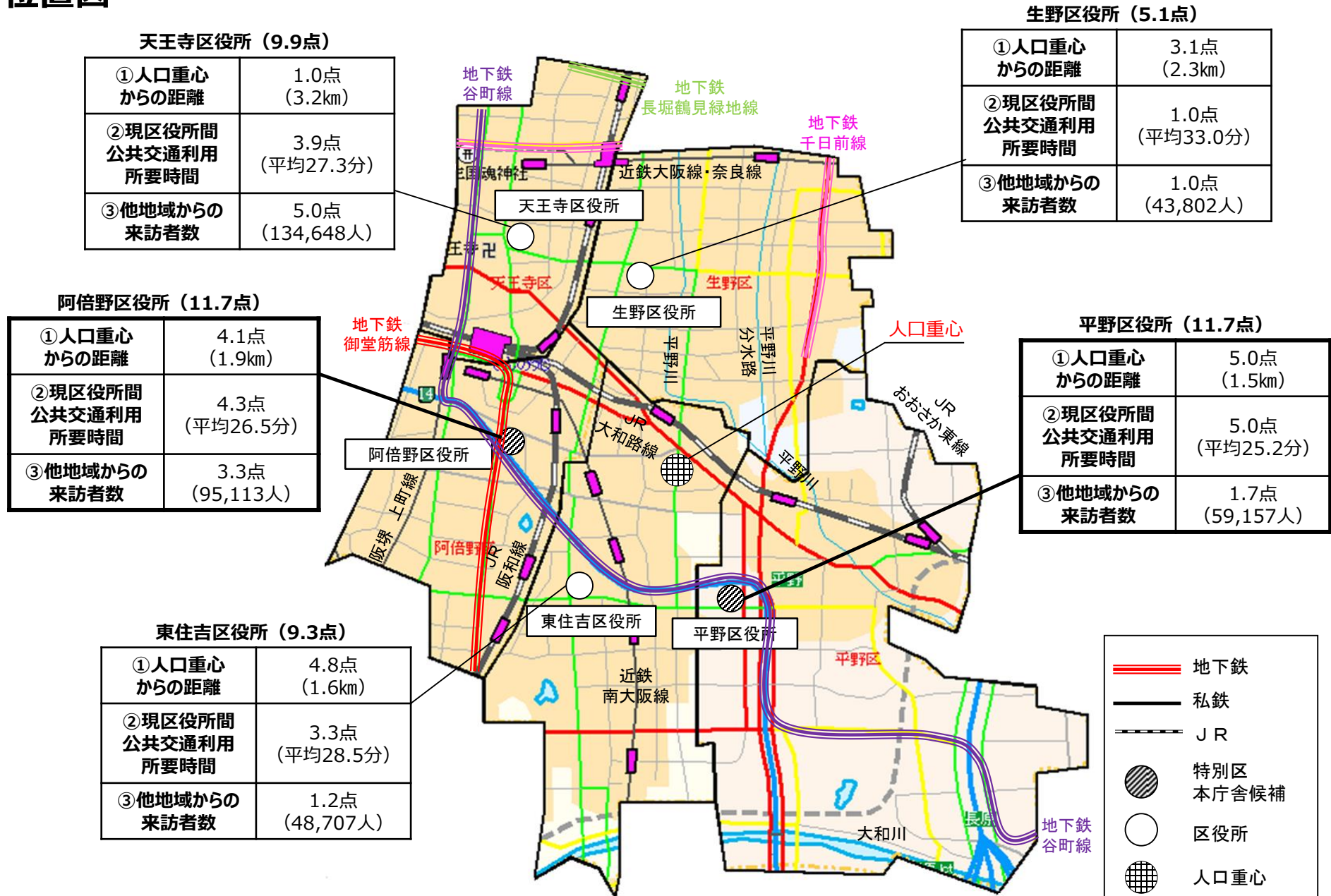
◆選定評価表

特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数				特別区 本庁舎候補
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数	
第四区	天王寺区役所	1.0点 (3.2km)	3.9点 (平均27.3分)	5.0点 (134,648人)	9.9点	 阿倍野区役所 平野区役所
	生野区役所	3.1点 (2.3km)	1.0点 (平均33.0分)	1.0点 (43,802人)	5.1点	
	阿倍野区役所	4.1点 (1.9km)	4.3点 (平均26.5分)	3.3点 (95,113人)	11.7点	
	東住吉区役所	4.8点 (1.6km)	3.3点 (平均28.5分)	1.2点 (48,707人)	9.3点	
	平野区役所	5.0点 (1.5km)	5.0点 (平均25.2分)	1.7点 (59,157人)	11.7点	

上位2つの特別区本庁舎候補（阿倍野区役所・平野区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

4 特別区本庁舎の選定 <第四区>

◆位置図



区役所	<p>阿倍野区役所 (11.7点)</p>	<p>平野区役所 (11.7点)</p>
周辺施設等	<p>総務事務センター (あべのベルタ) 延床面積 1,060㎡ 職員人材開発センター (あべのフォルサ) 延床面積 4,470㎡</p>	<p>平野工営所 延床面積1,681㎡</p>
最寄り駅	<p>地下鉄谷町線 文の里駅 徒歩5分 (400m)</p>	<p>地下鉄谷町線 平野駅 徒歩4分 (350m)</p>
周辺地図		
選定(案)	<p>◎</p>	

3 区議会議員の定数

目次

- 1 選挙区議員- 1
- 2 議員定数の比較議員- 2
- 3 類似した規模・権限を有する自治体の議員一人当たり人口の状況.....議員- 4

1 選挙区

- ◆ 特別区の議会の議員の選挙については、その区域の全部を一つの区域として選挙を行うことが原則
- ◆ 例外的に選挙区を設ける場合、特別区設置協定書に記載が必要

特別区選挙区として、次の2パターンが考えられる

【パターン1】

- ◆ 各特別区の区域を選挙区とする

【パターン2】

- ◆ 現行の行政区（24区）を選挙区とする
- ※ただし、1つの市町村に複数の選挙区を設定することは、全国的に少数

（例）

- ・群馬県高崎市・福岡県飯塚市など
→ 市町村合併における特例的な措置として、合併後初の選挙のみ旧市町村を選挙区と設定
- ・北海道伊達市
→ 飛び地などの地理的な事情により、恒久的に複数選挙区を設定

パターン1「各特別区の区域を選挙区とする」場合について、
試案B（4区B案）をもとに議員定数を試算
（パターン2「現行の行政区を選挙区とする」場合は、別途要検討）

（参考）

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 第17条第1項
特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第5条第1項第8号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 議員定数の比較 ～中核市・東京特別区の議員定数を参考に試算した場合～

※議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	(1) 近隣中核市6市平均の議員一人当たり人口 <6市平均：11,635人>		(2) 全国中核市で議員一人当たり人口が最大 (八王子市並み) <八王子市：14,438人>		(3) 東京特別区で議員一人当たり人口が最大 (世田谷区並み) <世田谷区：18,067人>	
	議員定数	議員一人 当たり人口	議員定数	議員一人 当たり人口	議員定数	議員一人 当たり人口
第一区	51人	11,685人	41人	14,534人	33人	18,058人
第二区	64人	11,708人	52人	14,410人	41人	18,276人
第三区	61人	11,631人	49人	14,480人	39人	18,193人
第四区	55人	11,572人	44人	14,465人	35人	18,184人
計	231人	11,650人	186人	14,469人	148人	18,184人
議員報酬等 (※)	議員報酬	2,626百万円/年	議員報酬	2,117百万円/年	議員報酬	1,686百万円/年
	政務活動費	291百万円/年	政務活動費	234百万円/年	政務活動費	186百万円/年
	計	2,917百万円/年	計	2,351百万円/年	計	1,872百万円/年

(※) 近隣中核市6市平均の議員報酬等を適用した場合

・議員報酬年額単価：議長 13,240千円、副議長 12,284千円、議員 11,317千円 ・政務活動費：1,260千円

<参考>現大阪市会の議員報酬等（減額前）

・議員報酬年額単価：議長 18,079千円、副議長 16,070千円、議員 14,731千円 ・政務活動費：6,840千円

東京特別区平均の議員報酬等

・議員報酬年額単価：議長 15,793千円、副議長 13,551千円、議員 10,476千円 ・政務活動費：1,985千円

(参考) 議員定数の比較 ～大阪市の議員定数を参考に試算した場合～

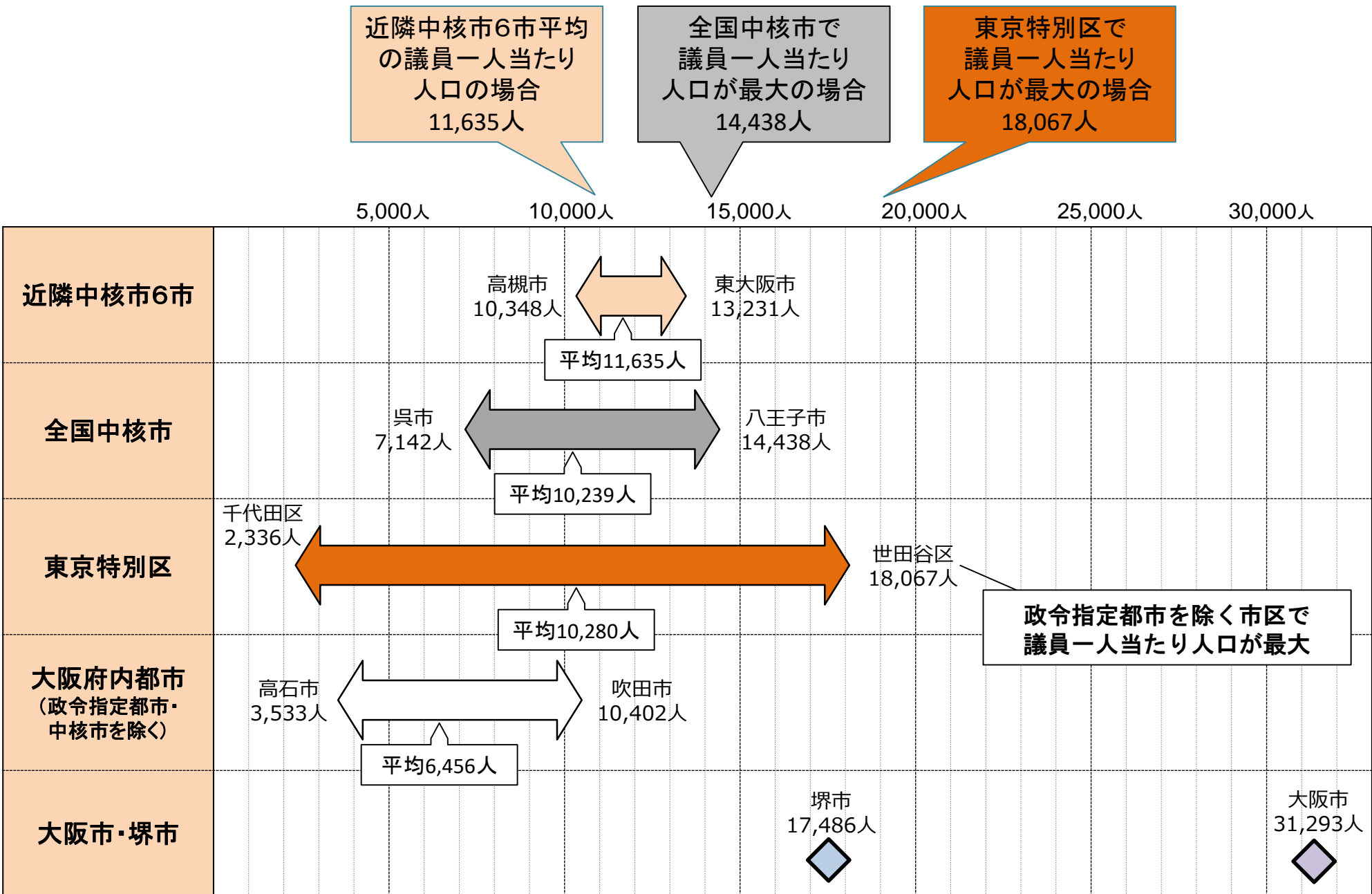
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市行政区の議員定数(改正後)を 試案B(4区B案)に応じて割当て(※1) ・ 報酬等は現在の大阪市会の額を適用 	
	議員定数	議員一人 当たり人口
第一区	18人	33,106人
第二区	23人	32,578人
第三区	23人	30,849人
第四区	19人	33,498人
計	83人	32,424人
議員報酬等	議員報酬	} ※2 1,134百万円/年
	政務活動費	
	計	511百万円/年
	計	1,645百万円/年

(※1) 次の一般選挙から施行される「大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例」(平成29年2月14日可決)を適用した議員定数を割り当てている

(※2) 現大阪市会の議員報酬等を適用した場合(現在の減額措置適用後)

・議員報酬年額単価：議長 16,519千円、副議長 14,678千円、議員 13,459千円 ・政務活動費：6,156千円

3 類似した規模・権限を有する自治体の議員一人当たり人口の状況



(參考資料)

(参考) 中核市、東京特別区、府内都市の議員定数等の状況

■ 中核市 (平成30年2月 各市HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
函館市	265,979	30	8,866	10,811	9,610	8,752	540
旭川市	339,605	34	9,988	10,650	9,457	8,776	960
青森市	287,648	35	8,219	10,304	9,443	9,083	1,080
八戸市	231,257	32	7,227	10,289	9,380	8,942	960
盛岡市	297,631	38	7,832	11,305	10,256	9,810	600
秋田市	315,814	39	8,098	11,046	10,277	9,806	1,200
郡山市	335,444	38	8,827	10,850	10,106	9,504	1,200
いわき市	350,237	37	9,466	11,088	10,454	9,979	1,320
宇都宮市	518,594	45	11,524	13,728	12,184	11,497	1,200
前橋市	336,154	38	8,846	10,947	10,362	9,777	1,200
高崎市	370,884	38	9,760	10,935	10,418	9,815	1,000
川越市	350,745	36	9,743	11,000	10,090	9,884	840
越谷市	337,498	32	10,547	11,353	10,212	9,936	960
船橋市	622,890	50	12,458	13,116	11,854	10,593	960
柏市	413,954	36	11,499	11,377	10,176	9,833	960
八王子市	577,513	40	14,438	13,050	11,832	10,614	720
横須賀市	406,586	41	9,917	12,525	11,463	10,890	1,668
富山市	418,686	38	11,018	11,949	10,780	10,028	1,800
金沢市	465,699	38	12,255	13,406	12,330	11,585	1,920
長野市	377,598	39	9,682	12,100	10,813	10,028	1,020
岐阜市	406,735	38	10,704	13,259	12,054	11,193	1,800
豊橋市	374,765	36	10,410	12,018	10,927	9,819	1,080
岡崎市	381,051	37	10,299	12,300	11,164	10,261	600
豊田市	422,542	45	9,390	12,585	11,481	10,646	530
大津市	340,973	38	8,973	10,446	9,715	8,952	840

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
豊中市	395,479	36	10,986	12,527	11,840	10,897	840
高槻市	351,829	34	10,348	12,915	12,226	11,365	840
枚方市	404,152	32	12,630	13,145	12,475	11,480	840
東大阪市	502,784	38	13,231	13,344	12,343	11,676	1,800
姫路市	535,664	47	11,397	14,221	12,908	11,837	1,020
尼崎市	452,563	42	10,775	13,320	11,983	10,696	1,800
西宮市	487,850	41	11,899	14,191	12,836	11,789	1,440
奈良市	360,310	39	9,239	12,250	10,763	9,961	840
和歌山市	364,154	38	9,583	13,651	12,442	11,405	1,200
倉敷市	477,118	43	11,096	13,385	12,355	11,497	1,800
呉市	228,552	32	7,142	11,326	10,296	9,438	600
福山市	464,811	40	11,620	13,219	11,837	10,973	1,560
下関市	268,517	34	7,898	10,329	9,304	8,595	600
高松市	420,748	40	10,519	11,603	10,326	9,704	1,200
松山市	514,865	43	11,974	11,683	10,438	9,943	1,224
高知市	337,190	34	9,917	10,780	9,779	9,302	1,200
久留米市	304,552	38	8,015	11,415	10,295	9,727	600
長崎市	429,508	40	10,738	12,127	11,074	10,186	1,800
佐世保市	255,439	33	7,741	10,526	9,572	8,952	600
大分市	478,146	44	10,867	12,677	11,502	10,609	1,200
宮崎市	401,138	40	10,028	11,066	9,938	9,270	960
鹿児島市	599,814	50	11,996	12,561	11,734	10,907	1,800
那覇市	319,435	40	7,986	10,993	9,916	9,282	1,080
平均	393,773	38	10,239	11,994	10,938	10,198	1,121
近隣中核市 6市平均	432,443	37	11,635	13,240	12,284	11,317	1,260

(参考) 中核市、東京特別区、府内都市の議員定数等の状況

■ 東京特別区 (平成30年2月 各東京特別区HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
千代田区	58,406	25	2,336	15,926	13,938	10,652	1,800
中央区	141,183	30	4,706	15,829	13,438	10,399	1,560
港区	243,283	34	7,155	15,805	13,674	10,705	1,800
新宿区	333,560	38	8,778	15,571	13,295	10,177	1,800
文京区	219,724	34	6,462	15,265	13,085	9,922	1,680
台東区	198,073	32	6,190	15,805	13,575	10,393	1,500
墨田区	256,274	32	8,009	15,684	13,478	10,433	1,680
江東区	498,109	44	11,321	16,193	13,950	10,690	2,400
品川区	386,855	40	9,671	15,676	13,398	10,287	2,280
目黒区	277,622	36	7,712	15,207	13,311	10,037	1,680
大田区	717,082	50	14,342	16,534	13,946	10,899	2,760
世田谷区	903,346	50	18,067	16,257	13,763	10,780	2,880
渋谷区	224,533	34	6,604	16,165	13,486	10,734	2,400
中野区	328,215	42	7,815	15,348	13,005	10,131	1,800
杉並区	563,997	48	11,750	14,852	13,440	10,336	1,920
豊島区	291,167	36	8,088	15,662	13,721	10,616	1,800
北区	341,076	40	8,527	15,839	13,595	10,549	1,800
荒川区	212,264	32	6,633	16,327	13,969	10,725	960
板橋区	561,916	46	12,216	15,736	13,523	10,376	2,160
練馬区	721,722	50	14,434	15,406	13,290	10,412	2,520
足立区	670,122	45	14,892	16,273	13,941	10,614	1,920
葛飾区	442,913	40	11,073	15,823	13,301	10,658	2,160
江戸川区	681,298	44	15,484	16,046	13,545	10,423	2,400
平均	403,163	39	10,280	15,793	13,551	10,476	1,985

■ 府内都市 (平成30年2月 各市HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
岸和田市	194,911	26	7,497	11,246	10,735	10,224	600
池田市	103,069	22	4,685	12,054	11,021	10,332	600
吹田市	374,468	36	10,402	12,654	11,970	11,115	1,320
泉大津市	75,897	17	4,465	10,431	9,918	9,405	300
貝塚市	88,694	18	4,927	10,676	10,160	9,471	360
守口市	143,042	22	6,502	12,046	11,429	10,502	360
茨木市	280,033	28	10,001	13,053	12,192	11,434	480
八尾市	268,800	28	9,600	12,012	11,154	10,468	840
泉佐野市	100,966	20	5,048	10,714	10,022	9,504	600
富田林市	113,984	18	6,332	12,012	11,154	10,468	960
寝屋川市	237,518	27	8,797	12,740	12,056	11,286	540
河内長野市	106,987	18	5,944	11,326	10,468	9,781	720
松原市	120,750	18	6,708	13,042	11,497	10,639	1,020
大東市	123,217	17	7,248	11,326	10,639	10,124	960
和泉市	186,109	24	7,755	11,326	10,811	10,296	840
箕面市	133,411	23	5,800	12,398	11,365	10,504	540
柏原市	71,112	16	4,445	10,054	9,372	9,031	480
羽曳野市	112,683	18	6,260	11,952	11,098	10,244	720
門真市	123,576	21	5,885	12,698	12,098	11,326	540
摂津市	85,007	19	4,474	10,453	9,610	9,020	360
高石市	56,529	16	3,533	9,953	9,438	8,923	432
藤井寺市	65,438	14	4,674	10,175	9,508	9,174	720
泉南市	62,438	16	3,902	8,680	7,919	7,614	0
四條畷市	56,075	12	4,673	10,124	9,524	9,095	480
交野市	76,435	15	5,096	10,545	9,704	9,169	540
大阪狭山市	57,792	15	3,853	9,323	8,358	8,037	420
阪南市	54,276	14	3,877	9,031	8,179	7,838	240
平均	128,638	20	6,456	11,187	10,422	9,816	592
(参考)大阪市	2,691,185	86	31,293	18,079	16,070	14,731	6,840
(参考)堺市	839,310	48	17,486	16,302	14,586	13,385	3,600
(再掲)豊中市	395,479	36	10,986	12,527	11,840	10,897	840
(再掲)高槻市	351,829	34	10,348	12,915	12,226	11,365	840
(再掲)枚方市	404,152	32	12,630	13,145	12,475	11,480	840
(再掲)東大阪市	502,784	38	13,231	13,344	12,343	11,676	1,800
(参考)大阪府	8,839,469	88	100,449	19,445	17,119	15,457	7,080